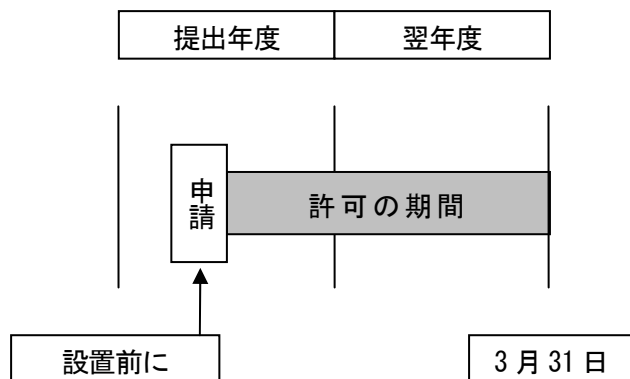
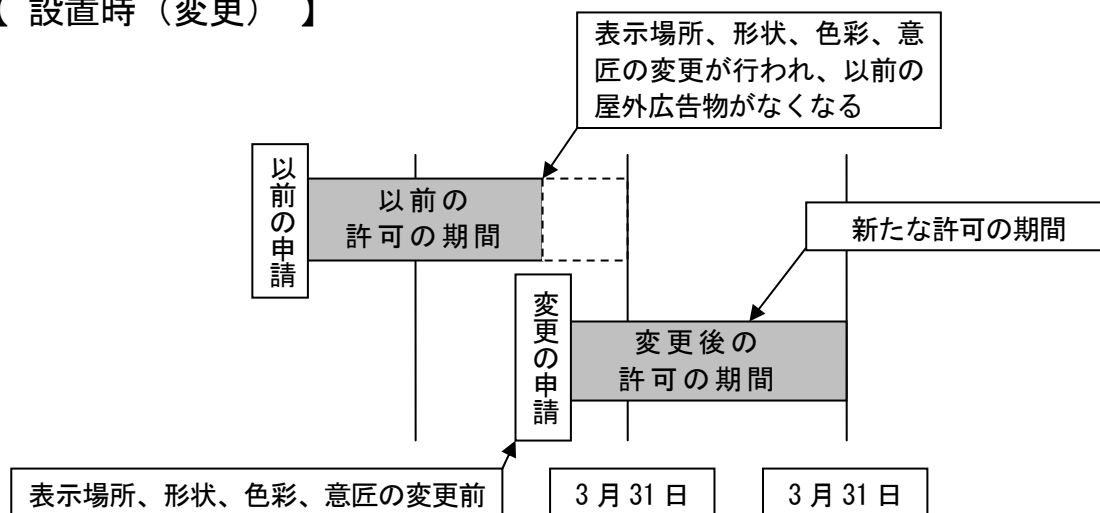


## 屋外広告物の許可の期間について

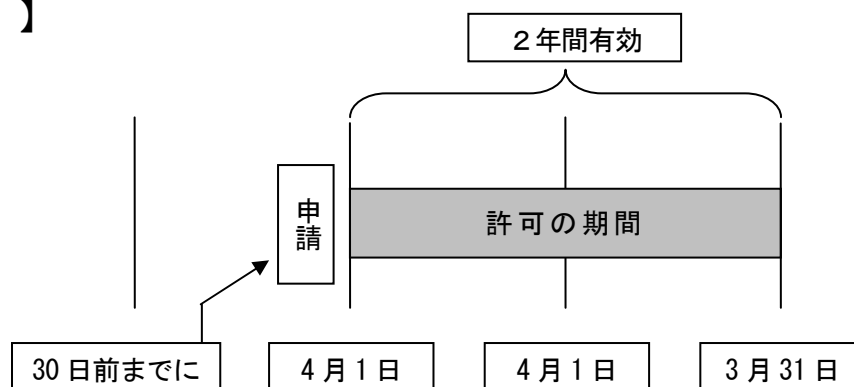
### 【 設置時（当初） 】



### 【 設置時（変更） 】



### 【 更新時（更新） 】



屋外広告物を表示する際は、倉吉市長の許可が必要になります。

許可を受けた屋外広告物の表示場所、形状、色彩、意匠を変更しようとする際は、倉吉市長の許可が必要になります。

当初・変更の許可の期間は、書類を提出した翌年度末（3月31日）までです。それ以降引き続き屋外広告物を表示する場合は、更新の手続きを行ってください。更新の手続きは、許可の期間の30

日前までにお願いします。更新の許可は、2年間有効です。

許可（当初・更新・変更）を受ける際には、手数料の納付が必要になります。手数料は、屋外広告物の面積、照明の有無により金額が異なります。

許可を受けた屋外広告物には、許可証票を貼り付けてください。（確認に何うことがあります）

屋外広告物の表示について、適宜相談（事前協議・許可が必要であるかどうかなど）を受け付けています。（問合せ先：倉吉市景観まちづくり課）